

# コロナウイルスに負けず、営業とくらしを守ろう！

## 高知県の臨時給付金(5月、6月)の対象 ではありませんか？ 対象なら申請して 営業を守りましょう！

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、高知県が、5〜6月に飲食店等に営業時間短縮を要請したことにより、事業活動に大きな影響を受けた事業者に対して、「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」が設けられました。

申請期限は9月30日です。対象になるか未確認の人は、チェックしましょう。

### 事業所

対象者は、高知県内に事業所(個人の場合は住居または事業所)を有し、事業を営んでいる事業者で、中小企業その他の法人等、フリーランスを含む個人事業者です。

5月、6月に営業時間短縮の要請を受けた高知市、四万十市の対象事業者です。

者を除いて県内全域が対象です。

### 収入減

今年の5月及び6月の事業収入(売上)が、前年又は前々年の同月と比べて30%以上減少していること。去年とはあまり変わってなくても、一昨年と比べたら、3割以上減っているところも多いのではないのでしょうか。

※7月の途中から、個人の白色申告の場合で、月別売上が確認できない場合は、収支内訳書の売上を12ヶ月で割った平均で計算しても可となっております。

支援金額は、法人・個人関係なく、該当する月の売上減少額までとなりますが、申請書で計算し、規模と営業日数により25万円から75万円が上限となります。

※例えば、今年5月の売上が30万円の場合、前年か前々年の同月が60万円だったら、給

付金申請額は25万円に。43万円だったら減少額が13万円、減少率がぎりぎり30%で、対象になります。給付金申請額は、減少額の13万円となります。

### 売上減少の証明

県に申請する前に、認定支援機関等で、「売上減少等の証明申請書」で証明してもらわなくてはなりません。今年の5月もしくは6月の売上が確認できる売上帳等の資料、対応する前年もしくは前々年の売上帳等、個人・白色申告で、月別の資料がない場合は、収支内訳書、申告書等の資料を持って証明を依頼します。各市町村の商工会・商工会議所や、銀行、税理士、行政書士などで証明してもらえます。

直に出せないでハードルが上がっている、「たじく面倒」、「売上を見せるのが抵抗がある」との声が多いですが、実際にこの間、証明書を作成してもら

った人は、手続きに必要な資料をそろえて持って行ったから、「思ってたより簡単だった」と話しています。

### 申請

対象になるかどうかも含めて、民商に相談下さい。会員でなくても、相談・お手伝いもできますので、困っている人がいましたら、ご紹介下

さい。

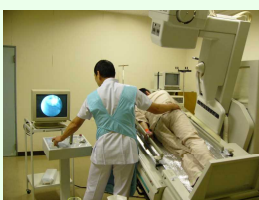
申請書類は、県庁ホームページから印刷もできますし、民商でも印刷できますが、各市町村役場や県の庁舎では、郵送用の封筒に、申請書類等一式を入れてものを配布していますので、便にもらってくる申請に便利です。

## 健康診断を受けましょう



新型コロナウイルス感染症が治まるどころか、また広がってきており、昨年より集団での健診はご案内できておりませんが、南国民商共済会としては、各自で受診したものを、4月から9月の春夏健診、10月から3月の秋冬健診として位置づけて、健診に取り組んでいます。

コロナ禍の中、当分の間、みんなでいっしょに健診を受けることは難しいと思いますので、みなさんがそれぞれ受けやすい病院で受診して下さい。どこの医療機関でもかまいません。共済加入者には5,000円までの実費を補助しますので、受診後、領収書を持って民商事務局までおいで下さい。受診の結果、要再検査・精密検査と指摘され、再検査・精密検査を受けた共済加入者には、実費を限度に2,000円までの補助を行います。



※集団健診で提携している「生協病院」で受診される場合は、受付をされる時に、南国民商共済会の健診と伝えて下さい。



## 民商事務局 盆休みのお知らせ

8月13日(金)・14日

(土)・15日(日)は、民商事務所はお盆休みです。よろしくお願いいたします。